

美里町起業支援事業補助金

産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者に補助金を交付します。



ホームページ
QRコード

◎補助金額・内容

- 補助限度額 50万円（補助率1／2）
- ・事業所開設に要する経費への補助（町内業者によるものに限る）
 - ・事業所などの賃借に要する経費への補助
 - ・事業所の雇用促進を目的とする経費への補助（事業実施に必要な人件費）
- ※事業着手前の申請が必要となります。
※事業計画のあるかたは、事前に農林商工課にご相談ください。

◎対象者

- ・町内に住所を有するかた（法人にあっては、本店が町内に住所を有すること）
- ・町内に事業所を設置し、5年以上継続して事業を行う見込みがあるかた
- ・町内に住所を有していない個人の場合は、町内に住所を有しているかたを新規で1年以上雇用する見込みがあるかた

問合せ＝農林商工課 観光商工係 ☎76-5133

美里町商工会からのお知らせ



町内で創業を考えているかたへ

美里町商工会 創業サポートをご利用ください

美里町商工会では、創業に関する支援を随時行っています。下記が1つ以上当てはまるかた、まずは美里町商工会へご相談ください。相談は無料です。

女性、シニアのかた大歓迎です。事前にお電話のうえ、ご来館ください。

■今までの経験を活かし独立したい

■自分の店を持ちたい

■将来、お店の開業や会社を設立したい

■自分の趣味を仕事にしたい

◎創業相談

創業時には何かと初めてのことばかり。美里町商工会は頼りになる相談相手として、創業を目指すあなたをサポートします。

◎創業計画作成

「なぜ創業したいのか」「創業してどうなりたいたのか」を書いてみることで、目標や動機づけが明確化します。

◎フォロー

創業後も、経営が早期に軌道に乗るように継続的なアフターフォローまで、細やかに対応します。

◎資金調達

開業時の設備資金や運転資金、軌道に乗るまでの生活費などを踏まえ、どのくらいの資金が必要かを検討します。

自己資金だけで開業費が賄えない場合は、どの金融機関から融資を受けるかも検討する必要があります。

創業者向けの融資制度は、日本政策金融公庫の創業者向け融資あるいは県の創業者向け制度融資のいずれかが一般的です。

問合せ＝美里町商工会 ☎76-0144

美里町内農産品販売促進事業が新しくなりました

問合せ＝農林商工課 観光商工係

☎76-5133

美里町産の農産物と農産加工品の販売促進につながる活動を支援します。

令和6年度より、店舗開設に加え、食品加工施設の開設やキッチンカー導入に関する支援を開始しました。事業実施には、事前申請が必要です。事業計画のあるかたは、事前に農林商工課にご相談ください。

◎加工所等開設支援事業（令和6年度新設）

【事業内容】

町内に住所を有する個人が、町内農産物を原材料として食品を製造する食品加工施設（以下、加工所）の開設およびキッチンカーの導入に要する経費を補助します。

※加工所で販売も行う場合は、後に記載する店舗開設支援事業の対象となります。

【交付要件】

- ・加工所・キッチンカー共通事項（すべて満たすこと）
- ①新たに営業許可（加工所の場合は指定業種、キッチンカーの場合は

飲食店営業）を取得し、町内で加工所またはキッチンカーを経営すること

②町内農産物を原材料として食品を製造する加工所またはキッチンカーであること

③インターネットを活用して、加工所またはキッチンカーで製造する商品などを宣伝するよう努めること

・加工所に関する事項（加工所の場合にすべて満たすこと）

①加工所開設工事費または食品加工機材の購入費が50万円以上（消費税および地方消費税の額を除く）であること（食品加工に必要とする設備および機材に限る）

②町内事業者による施工または購入であること

③加工所で製造した商品を美里町ふるさと納税返礼品に登録するよう努めること

④加工所で製造した商品を町内店舗または町内で開催されるイベントで販売するよう努めること

・キッチンカーに関する事項（キッ

ンカーの場合にすべて満たすこと）

①キッチンカーの購入費または改修費が50万円以上（消費税および地方消費税、自動車重量税、自動車税、自賠責保険料並びに印紙代の額を除く）であること。ただし、車両と食品加工室が一体でないキッチンカーについては、食品加工に必要なとする設備部分に係る費用に限るものとする

②町内で保管および管理するキッチンカーであること

③キッチンカーに付随する償却資産の申告を行うこと

④町内で開催されるイベントに出店するよう努めること

【補助対象経費】

加工所開設のための工事費、キッチンカーの購入費または改修費（車両と食品加工室が一体でないキッチンカーについては、食品加工に必要なとする設備部分に限る）、食品加工機材の購入費

※右記全て消費税および地方消費税、自動車重量税、自動車税、自賠責保険料並びに印紙代の額を除く

◎店舗開設支援事業

【事業内容】

町内に住所を有する個人が、町内で小売業・飲食サービス業を週3日

以上営む店舗の建築に要する経費を補助します。

【交付要件（すべて満たすこと）】
①新たに営業許可を取得し、店舗を経営すること（世代交代によるものも含む）

②町内建築業者による施工であること
③町内農産物を扱う店舗であること
④建築工事費50万円（消費税および地方消費税の額を除く）以上であること（店舗併用住宅の場合、店舗の用に供する部分に限る）

【補助対象経費】

店舗の新築・増改築・修繕に係る工事費（移転は補助対象外）（消費税および地方消費税の額を除く）

【補助金額（店舗・加工所等共通）】

補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とします。（ただし、1申請者に対し1回限りで、1,000円未満切り捨てとします）

◎営業許可取得支援事業

食品衛生法などに基づく営業許可や食品衛生責任者の資格取得に要する経費を補助します。

その他、詳細はホームページをご確認ください。



町ホームページ
QRコード